

第18章 資金調達

1. 日本企業の資金調達の現状

日系進出企業の資金調達の実情としては、現地の銀行からの借入よりも日本の親会社からの借入が好まれている傾向がある。一定程度までの資金需要であればグループ外へ金利を支払うことなくグループ内融資により融通が可能である。また、大きな資金需要についてもより利率の有利な日本の金融機関から親会社が調達を行い、フィリピンの子会社等へグループ内融資を行うことが可能である。なお、フィリピンにおいては、過小資本税制・過大支払利子税制の制度は設けられていない。

2. 商業銀行からの借入

(1) 日系金融機関からの借入

フィリピンでは日系メガバンク3社（三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行）が操業しており、フィリピンに進出した日系企業へ融資を行っている。なお、フィリピンにおける銀行の融資金利平均は2020年7.041%、2021年6.066%、2022年5.994%と下がり基調であったが、2023年に入り1～5月の平均は7.180%に上昇している。日系銀行では顧客向けに為替などのセミナーなどを開催しているケースもある。

図表 18-1 日系銀行の現地拠点リスト

名称	所在地	連絡先
国際協力銀行（JBIC）マニラ駐在員事務所	11/F, Tower 1, The Enterprise Center, 6766 Ayala Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City	Tel: 63-2-8856-7711 Fax: 63-2-8856-7715
三菱UFJ銀行 マニラ支店	15th Floor, 6788 Ayala Avenue, Makati City, Metro Manila	Tel: 63-2-8886-7371
みずほ銀行 マニラ支店	25th Floor, Zuellig Building, Makati Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City 1225, Metro Manila	Tel: 63-2-8860-3558
三井住友銀行 マニラ支店	21st Floor, Tower One & Exchange Plaza, Ayala Triangle, Ayala Avenue, Makati City, The Philippines 1226	Tel: 63-2-8880-7100 Fax: 63-2-8880-7239

(2) 地場銀行からの借入

地場の金融機関からの融資を受ける場合、特に外国企業であることから、融資目線が厳しく、取引実績や収益性を見ながら判断される。現地日系企業によると、フィリピン人従業員に対する給料の支払いをペソで行う必要性等によりペソの調達を行う場合において、地場銀行を利用する傾向も見られている。

図表 18-2 ジャパンデスクを設置している地場銀行のリスト

名称	所在地	連絡先
BDO Unibank https://www.bdo.com.ph/jp/home	10F Japan Desk, BDO Towers Valero 8741 Paseo De Roxas, 1226 Makati City	Tel: 63-2-8663-4001 help-japanese@bdo.com.ph info-japanese@bdo.com.ph
PNB Philippines National Bank http://www.pnb.com.ph/japan/index.php/jp/index.html	Financial Center Pres. Diosdado Macapagal Boulevard, Pasay City Philippines 1300	Tel: 63-2-8573-8888 東京:0120-86-6382 名古屋:0120-143-633
RCBC (Rizal Commercial Banking Corporation) http://www.rcbc.com/	11F, Yuchengco Tower1, RCBC Plaza, 6819 Ayala Avenue, Makati City 0727	Tel: 63-2-8877-7222
Metrobank http://www.metrobank.com.ph/ https://www.metrobank.co.jp/main/ja/	Sen. Gil J. Puyat Avenue, Makati City, 1200 Philippines	東京:03-5281-7281 大阪:06-7711-1315

(3) 現地資金調達に関する規制

現地における資金調達に関する金融機関側の規制として、金融機関が過度な与信リスクに晒されることを回避するために、一企業に対して提供できる与信限度額を当該銀行の純資産額の一定割合までとする **Single Borrower's Limit** と呼ばれる規制が存在している（BSP 通達 NO. 425）。コロナ禍前は銀行の純資産額の 25% が原則であったが、コロナ禍を契機に現在は 30% まで引き上げられている。

(4) 外国為替規制

一般的にフィリピンは自由な外国為替制度を採用しているため、外貨の持込み、持出し、売却は自由に行うことが可能であるが、主に以下のような規制がある点に留意が必要である。

① 外貨借入

外貨借入を行うことはできるが、民間企業による借入が以下に該当する場合には中央銀行（Bangko Sentral ng Pilipinas: BSP）の事前の許可が必要となる。

- ・ フィリピンの政府系企業・政府系金融機関が債務保証を行っている場合
- ・ フィリピン国内の企業・機関に対して貸付けるための原資として、満期 1 年以上のオフショア市場からの借入をノンバンクが行う場合
- ・ 市中銀行を通して元利金の支払いを外貨で行う場合

② 配当等の送金

配当や利益の送金のために市中銀行を通して外貨を購入する場合は、中央銀行の事前の登録が必要となる。通常は設立手続の際に中央銀行への登録を行う。裏付け書類として BSRD（Bangko Sentral Registration Document）を発行してもらう必要がある。

③ フォワードやスワップ等のデリバティブ

BSP はデリバティブの活用によるリスクヘッジを推進する立場をとっており、以下の規制に準拠することで活用が可能である。

- ・ 現物受渡の可否に関わらず、デリバティブの原資産である取引が市中銀行にとって適格であること
- ・ 為替スワップはリスクヘッジや（実需の）資金需要を満たす目的とした取引であること
- ・ ダブルヘッジなどによる投機の域に達しないこと。具体的には契約期間内のどの時点においても想定元本が原資産の債務相当額を超えないこと
- ・ フォワードの満期は原資産の満期及び決済日より短期であること
- ・ 差金決済による契約はペソで決済すること

3. 株式・債券市場からの資金調達

フィリピン証券取引所に上場している日系企業は、Panasonic Manufacturing Philippines Corporation（パナソニック株式会社のフィリピン拠点）と、Mabuhay Vinyl Corporation（東ソー株式会社のフィリピン拠点）の2社である。日系企業の上場数は少なく、フィリピン証券取引所としても、上場の誘致を行っている状況にある。

社債市場においては、2018年にAEON CREDIT SERVICE (PHILIPPINES), INC.が総額10億フィリピンペソの私募債形式の債券を発行し、Credit Guarantee and Investment Facility (CGIF) がその元本及び利息の全額を保証したものがある。